

2018年9月10日

「LT会」会報第18-10号（総185号）

上海LTコンサルティンググループ

## 中国の個人所得税減税

9月7日付けで中国財政部・国家税務総局は「2018年第4四半期個人所得税控除費用と税率適用問題の通知」（以下通知と略す）を公布し、2018年10月1日より賃金・給与所得の個人所得税の基礎控除金額5,000元を適用する。今回の通知は2019年1月1日実施予定の新個人所得税法の基礎控除の5,000元への引き上げ及び適用税率構成方式の改善による減税措置を前倒しに実行するものであり、個人消費を促進する景気拡大策の一環とも受け取れる。

新個人所得税法では基礎控除額の引き上げや新たな控除項目の追加、税率方式の改善により、最低税率適用の対象が最大限に拡大し、中低所得者層の税負担が軽減した。一方で賃金・給与所得は現行法では月間所得に対する源泉課税だが、改正法は年間所得対象になり、サービス提供に対する報酬・原稿料・知的財産権使用料収入等の所得と合算する総合課税に変更した。中国国民にとっては2011年9月以来の斬新な税制改革となった。

今回の個人所得税改正の賃金・給与所得の税率及び旧税率は以下のとおり。

| 現行法                                                   | 改正法                                                    |     | 現行法     | 改正法     |
|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|-----|---------|---------|
| 『総支給額（月）－基本控除項目－基礎控除額（3,500元（ <b>外国人4,800元</b> ））』の範囲 | 『総支給額（月）－基本控除項目－基礎控除額（5,000元）』の範囲（ <b>中国人と外国人を統一</b> ） | 税率  | 速算控除額   |         |
| 1,500元以下                                              | 3,000元以下                                               | 3%  | 0元      | 0元      |
| 1,500元～4,500元                                         | 3,000元～12,000元                                         | 10% | 105元    | 210元    |
| 4,500元～9,000元                                         | 12,000元～25,000元                                        | 20% | 555元    | 1,410元  |
| 9,000元～35,000元                                        | 25,000元～35,000元                                        | 25% | 1,005元  | 2,660元  |
| 35,000元～55,000元                                       | 35,000元～55,000元                                        | 30% | 2,755元  | 4,410元  |
| 55,000元～80,000元                                       | 55,000元～80,000元                                        | 35% | 5,505元  | 7,160元  |
| 80,000元超                                              | 80,000元超                                               | 45% | 13,505元 | 15,160元 |

1. 今回個人所得税税制改革で、基礎控除金額の引き上げと税率の構成改善だけでその減税効果を試算してみた。仮に賃金給与が月額15,000元の場合、約57%の所得税減となり、その内訳は以下の通りである。また、子供の教育費などの控除を受けられる場合、更に減税の恩恵を受けられる。

|             |             | 現行法           | 改正法           |
|-------------|-------------|---------------|---------------|
| A           | 給与総支給額 (月)  | CNY 15,000.00 | CNY 15,000.00 |
| 基本控除項目      | 養老保険 (8%)   | CNY 1,200.00  | CNY 1,200.00  |
|             | 医療保険 (2%)   | CNY 300.00    | CNY 300.00    |
|             | 失業保険 (0.5%) | CNY 75.00     | CNY 75.00     |
|             | 住宅積立金 (7%)  | CNY 1,050.00  | CNY 1,050.00  |
| B           | 基本控除項目 (小計) | CNY 2,625.00  | CNY 2,625.00  |
| C=A-B       | 課税所得 (月)    | CNY 12,375.00 | CNY 12,375.00 |
| D           | 基礎控除額       | CNY 3,500.00  | CNY 5,000.00  |
| E           | 適用税率        | 20%           | 10%           |
| F           | 速算控除額       | CNY 555.00    | CNY 210.00    |
| G=(C-D)×E-F | 所得税額 (月)    | CNY 1,220.00  | CNY 527.50    |

「備考」 上記の社会保険の比率は上海の現行規定による。

## 2. 新たな控除項目

新所得税法では、基本養老（年金）保険、基本医療保険、失業保険といった社会保険料や住宅積立金といった既存の基本費用控除に加えて、新たに子どもの教育費、生涯学習費、大病にかかった場合の治療費、住宅ローン金利や家賃、高齢者扶養費を基本費用付加控除と規定。具体的な基本費用付加控除の定義や範囲、実施の手続きなどは国务院が改めて関連規定を公布する。

## 3. 居住者と非居住者の判定基準

新所得税法は中国に固定住所がない者は課税年度（1月1日～12月31日）内に計183日間以上、中国に滞在者を「居住者」と規定し、中国国内外で得た所得が課税対象とされ、これに該当しない個人は「非居住者」とされ、中国国内で得た所得のみが課税対象となる。

現行所得税法には183日ルールの規定はなく、満1年滞在（連続で30日以下または累計90日以下の出国は滞在期間とみなしている。）した場合に中国国内外で得た所得に所得税を課すと規定している。一方ではこれまで外国人の場合は、日中租税協定などの租税協定に基づいて、183日ルールの運用で課税対象を判定している。

以上